

感染症にかかった後の登園について

幼稚園は幼児が集団で長時間生活する場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、裏面の登園届の提出をお願いいたします。なお、幼稚園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園しましょう。

○登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過するまで、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）においては、3 日を経過するまで）
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう） 帯状疱疹	発しん出現 1~2 日前から発しんがかさぶたになるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹（はれ）後 4 日	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹（はれ）が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで※
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（ブルー熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること※ (抗菌薬を決められた期間服用する)
腸管出血性大腸菌感染症 (ペロ毒素を産生する 0157、026、0111 等)		症状が治まり、48 時間をあけて連続 2 回の便培養によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1 ~ 2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
結膜炎菌性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと※
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減っていくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと※

※ 「全身状態が良い」とは、「熱や主な症状がなく、機嫌がよく普段の食事がとれること」を言います。

注 1 : アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）、RS ウィルス感染症についても、医師の指示を受けてください。

注 2 : 登園のめやす期間は、発症日、解熱日とも当日を 0 とし、翌日を 1 日目と起算します。

〈保護者用〉

園長 事務長 主任 担任

--	--	--	--

登園許可届（保護者記入）

光輪幼稚園長

組 園児氏名 _____

生年月日 年 月 日

病名〔 〕と____月____日に診断されましたが、
月　　日、医療機関〔 〕を受診し、
症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

出席停止期間　　月　　日～　　月　　日

平成　　年　　月　　日　　保護者名 _____

※提出されましたら、新しいものをお渡し致します。

なお、以下の①の場合には、医師の診断書（有料）の提出をお願いします。
②の場合には、お子さんの早期回復と集団で感染拡大を防ぐために、登園を控えていただくこともありますので、ご了承下さい。

- ①裏面の「登園のめやす」期間が終了しないうちに登園可能と医師に診断され、保護者が登園を希望する場合
- ②子どもの全身症状が良好でなく、園長または園長に準じる者が集団生活に支障があると判断する場合